

エアロウムだより

社会保険労務士法人エアロウム

代表社員 鶴留 舞

【博多オフィス】

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東 2-16-12-2F

TEL：092-402-2445

【飯塚オフィス】

〒820-0067 飯塚市川津 693-47-1F

TEL：0948-28-2444

2026年5月号

早期離職する若者の離職理由と労務管理のヒント

新卒・若手社員の早期離職が企業課題となっています。独立行政法人労働政策研究・研修機構（JILPT）が行った「若年者の能力開発と職場への定着に関する調査」結果から、「新卒就職者が初めての正社員勤務先を離職した理由」と労務管理のヒントを探ります。

●離職理由の傾向

調査は2016年に第1回、2019年に第2回、2025年に第3回が行われ、各回の対象年齢や質問項目は厳密には一致しません。

しかしながら、第2回・第3回の離職者全体の回答では、男女とも「労働時間・休日・休暇」「賃金の条件」「健康を損ねたため」「人間関係」が上位に入り、これらが普遍的な離職理由であることがうかがえます。

また、勤続1年以内に離職した若者で突出する離職要因は、男女ともに「健康を損ねた」「人間関係」「自信喪失」となっており、入職直後の職場や仕事への適応が職場定着に重要であることが確認できます。

他方で、5年超勤続者の離職では「キャリアアップ」「希望条件に合う仕事が見つかった」「結婚・出産・育児」が高く、前向きな理由が増加しています。

●労務管理のヒント

第3回調査では、仕事や働くことについての悩みを相談できる相手がいるか否かによって若者の職場定着状況は大きく左右されると予想し、相談状況を分析しています。

すると、早期に離職した若者ほど悩みがあっても相談しないまま離職した傾向がみられ、離職者は勤続者と比べて職場のコミュニケーションが不足している傾向も指摘された、としています。

不本意な早期離職を防止し職場定着を推進するには、だれでも利用できる「入職直後に相談できる場」を職場外に整備することが重要であると、結論づけています。

【参考】

JILPT 若年者の能力開発と職場への定着に関する調査（第3回）

https://www.jil.go.jp/institute/research/2025/documents/250_01.pdf

若者に限らず早期離職の問題は、真剣に取り組まなければならない問題です。

エアロウムの採用定着支援をぜひご利用ください。

採用のみ、定着のみの支援もご利用いただけます。

「在留カード等読取アプリ」をご存知ですか？

① 外国人政策の見直しが進められています

外国人旅行客や日本で働く外国人が増える一方、受入れをめぐる問題が顕在化し、政府は、「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（1月23日決定。以下、「総合的対応策」という）を策定しました。

② 外国人雇用に関する取組みも

総合的対応策では、不法滞在や不法就労への対策として、在留カードの偽造変造対策、不法就労助長者の取締まり強化とともに、企業が「在留カード等読取アプリ」を使用して在留カードの確認を行うことを挙げています。また、外国人の雇入れ時・離職時に企業が提出する「外国人雇用状況の届出」の運用改善も挙げています。

③ 「在留カード等読取アプリ」とは

国が無料で提供するアプリケーションで、スマートフォンやパソコンにダウンロードして使うことができます。本人の同意を得てカメラで在留カードのICチップを読み取った後、在留カード表面に印刷されている在留カード等番号を読み取ると、ICチップ内の情報と印刷情報を照合することができます。

「外国人雇用状況の届出」には、虚偽の届出等に対し30万円以下の罰金もありますので、外国人労働者に在留カードの提示を求め、届出事項をきちんと確認することが重要です。

④ 「外国人雇用状況の届出」の運用改善

厚生労働省は検討会で議論を行っており、年1回程度の定期的な報告が必要ではないかという意見や一律に追加的な事務負担を求めるべきではないとの意見があります。今後の動向に注意しましょう。

【参考】外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策
<https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/gaikokujinzai/index.html>

アプリチラシ

<https://www.mhlw.go.jp/content/001572156.pdf>

外国人雇用対策の在り方に関する検討会

https://www.mhlw.go.jp/stf/projectteam_20210222_00001.html

マイカー通勤手当の非課税限度額が改正されました

◆マイカー通勤手当の非課税限度額が引上げに

令和8年4月1日以後に支給される通勤手当から、マイカー通勤（自動車・自転車等の交通用具を使用した通勤）に係る非課税限度額が改正されました。給与計算や通勤手当の取扱いに影響する内容で、改正のポイントは2つです。

① 片道65km以上の非課税限度額の引上げ

改正前の非課税限度額は、通勤距離が片道55km以上の人是一律38,700円/月額でしたが、片道65km以上について、下記のように引き上げられました。

- 片道65km以上75km未満 → 45,700円
- 片道75km以上85km未満 → 52,700円
- 片道85km以上95km未満 → 59,600円
- 片道95km以上 → 66,400円

これにより、片道65km以上のマイカー通勤者に対し、これまで課税対象となっていた一部の通勤手当が非課税で支給できる可能性が生じます。

② 駐車場料金相当額の非課税限度額への加算

マイカー通勤者が一定の要件を満たす駐車場等（※）を利用している場合、その駐車場料金相当額（上限5,000円/月額）を、通勤距離の区分による非課税限度額に加算できることとなりました。

※マイカー通勤で使用する駐車場等のうち、通勤手当をもらう人の勤務場所の周辺または通勤のために利用する交通機関の駅もしくは停留所その他の施設の周辺にあるもの。

◆対応の留意点

上記は、「令和8年4月1日以後に支払われるべき通勤手当」から適用されます。

自社のマイカー通勤者の通勤距離区分や駐車場代の支給方法について、関連する社内規程等を改めて確認し、正しい給与計算に努めましょう。対象者に改正があったことを知らせておくことも重要です。

【参考】通勤手当の非課税限度額の改正について（国税庁）

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2026tsukin/index.htm>

新たな「高齢者等職業安定対策基本方針」が策定されました

厚生労働省は3月31日、令和8年度から令和11年度までの「高齢者等職業安定対策基本方針」を公表しました。本方針は、高齢者がその意欲や能力に応じて活躍できる社会の実現を目的として定められるもので、同省が講じる高齢者の就業機会増大等に関する施策は、これに沿って展開されます。

◆高齢者の就業機会増大に関する目標

高齢者が本人の希望や能力に応じて働ける企業ならびに雇用の場の拡大を図り、令和11年までに以下の目標の達成を目指すとしています。

- ・60～64歳の就業率：79.0%以上（令和6年：74.3%）
- ・65～69歳の就業率：57.0%以上（令和6年：53.6%）
- ・70歳までの就業確保措置の実施率：40.0%以上（令和7年6月1日現在：34.8%）

◆事業主が行うべき諸条件の整備

上記目標を達成するため、事業者は以下の諸条件の整備に努めるものとされています。

（1）事業主が行うべき諸条件の整備に関する指針

- | | |
|----------------------------|---------------------------|
| ① 募集・採用に係る年齢制限の禁止 | ② 職業能力の開発および向上に必要な職業訓練の実施 |
| ③ 身体機能の低下等に配慮した作業施設の改善等 | ④ 職務の再設計等による高齢者の職域の拡大 |
| ⑤ 高齢者の知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進 | |
| ⑥ 勤務時間制度の弾力化 | ⑦ 事業主の共同の取組みの推進 |

（2）再就職の援助等に関する指針（一部抜粋）

- | | |
|--------------|------------------------|
| ① 再就職援助措置の実施 | ② ハローワーク等による支援の積極的な活用等 |
|--------------|------------------------|

（3）職業生活の設計の援助に関する指針

- | | |
|------------------------|------------------------|
| ① 職業生活の設計に必要な情報の提供、相談等 | ② 職業生活設計を踏まえたキャリア形成の支援 |
|------------------------|------------------------|

【参考】新たな「高齢者等職業安定対策基本方針」を策定しました | 厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_71908.html

労働情報ポータルサイト「みんなの労働ナビ」が開設されました～厚生労働省

厚生労働省は3月13日、労働に関する情報を一括して検索できるポータルサイト「みんなの労働ナビ」を開設しました。近年、転職やリスキリングの需要が高まる一方、企業の労働力確保も重要な課題となっています。これに伴い、求職者や在職者、企業の採用・人事担当者、キャリアコンサルタントなど、幅広い層から労働に関する信頼性の高い情報へのアクセスニーズが高まっており、本サイトはそれらにワンストップで応えることを目的としています。

◆利用者属性や分野に応じて情報を整理

本サイトでは、以下の4つの利用者別に情報を整理し、必要な情報へ誘導する仕組みを整えています。

- ・求職者（就職・転職希望者）・学生
- ・在職者（キャリア形成、働き方）
- ・企業・事業主
- ・支援者（キャリアコンサルタント、教育機関など）

また、知りたい分野ごとの検索や、各種データ・統計等へのアクセスも容易となっています。トップページには「ピックアップ欄」が設けられ、最新の情報や注目すべきトピックが重点的に発信されています。

◆ハローワークの求人・賃金動向を「見える化」

さらに同サイトでは、ハローワークの求人・賃金の動向を地域ごとに「見える化」する特設ページが準備されています。求人数や賃金水準など地域・職種ごとの状況を把握することで、企業は募集職種や地域の相場データに加え、近隣県等のデータを比較・参照することができます。なお、掲載されるデータは3か月ごとに最新のものに更新される予定です。

【参考】厚生労働省「みんなの労働ナビ」

<https://www.mhlw.go.jp/roudou-navi/>

厚生労働省「「はたらく」に関する情報が見やすく便利になります」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_70975.html

5月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

11日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

15日

- 特別農業所得者の承認申請 [税務署]

6月1日

- 軽自動車税 (種別割) 納付 [市区町村]
- 自動車税 (種別割) の納付 [都道府県]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
- 確定申告税額の延納届出額の納付 [税務署]



やめられない止まらない

美味しいんです。食べ始めると一袋食べきってしまうので、全部は出さないようにしています。

メーカーによつて少しずつ味が違うようですが、私はこの写真のものが特に気に入っています。

赤こんにゃくは、鉄分が豊富で、腸活にも役立つそうです。

何より、袋から出せばそのまま食べられるという手軽さが、私の生活(性格)にぴったりです。アレンジレシピも色々あるようですが、ついそのまま食べきってしまう、まだ試したことがありません。

さて、これから7月10日まで社労士事務所は皆、繁忙期に入ります。

こうした時期だからこそ、このような小さな楽しみを日常に取り入れることが、心身のリフレッシュにつながるのではないかと感じています。

皆様のお好きな物は何でしょうか。美味しくて手軽なおすめがありましたらぜひ私にも教えて下さい。

鶴留

